(公印省略) 公立群馬第130号 令和元年12月25日

各所属所長 様

公立学校共済組合群馬支部長 笠原 寬

被扶養者の国内居住要件について(通知)

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号。以下「改正法」という。)が令和元年5月22日付けで公布され(資料1)、また、「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」(令和元年内閣府・総務省・文部科学省令第4号。以下「改正命令」という。)が令和元年8月30日付けで公布され(資料2)、いずれも令和2年4月1日から施行することとされました。

改正法及び改正命令において、被扶養者の要件について国内居住要件が追加されたところですが、その取扱いについては、別添「被扶養者の国内居住要件等について」(令和元年 11 月 15 日付け総行福第 77 号総務省自治行政局公務員部福利課通知。以下「総務省通知」という。)のとおりとし、また、今後の事務処理については下記のとおりとしますので、遺漏のないようお願いいたします。

記

1 施行日(令和2年4月1日)に向けた経過措置等

(1) 現に海外に在住する被扶養者等

改正法及び改正命令により、被扶養者でなくなる者(国内居住要件の例外に該当しないこと等による認定取消)については、「組合員・被扶養者申告書」(以下、「申告書」という。)により、所属所長を通して共済組合へ届け出てください。

なお、申告書は施行日前から提出できるものとし、対象となる被扶養者の認定取消 日は令和2年4月1日とします。

申告書の作成にあたっては、別添【申告書作成例①】を参照してください。また、申告書の添付書類は不要です(被扶養者証は要返納)。

○被扶養者でなくなる者の例・・・就労ビザにより海外で就労している者や、組合員の血族又は姻族で生活の拠点が海外にあり、今後日本で生活する蓋然性がない者等。 所属所での判断が難しい場合は、支部まで御照会ください。

(2) 施行日時点において国内の保険医療機関で入院している場合

改正法の施行に伴い被扶養者から除外される者が、施行日時点において国内の保険 医療機関に入院中の場合には、現に入院中であることを証する書類(入院申込書や入 院診療計画書の写し等)で確認することで、当該期間中は被扶養者としての資格が継 続します。

なお、当該入院が終了(退院)した時点で、経過措置対象者でなくなるので、申告 書により認定取消の届出を行うこととなります。

2 施行日(令和2年4月1日)以降の被扶養者認定及び被扶養者住所変更について

施行日以降に、組合員の被扶養者認定申告又は被扶養者住所変更申告を行おうとすると きは、以下(1)~(3)のとおり、申告書の記載事項及び添付書類について追加されま すので、申告書の提出にあたってはご留意ください。

(1) 国内居住要件の例外に係る記載事項

改正命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程(以下「新施行規程」という。)第 94 条第 1 項第 4 号により、日本国内に住所がないものの国内居住要件の例外に該当する場合には、申告書の申告理由欄に国内居住要件の例外に該当する旨を記載してください。(認定時のみ。)

(2) 日本国内に住所がある場合の添付書類

対象者の住所が日本国内にあることを確認するため、申告書に住民票(個人番号が 省略されているもの)の写しを添付してください。

ただし、共済組合において対象者の個人番号を保有している場合は、情報連携により住所情報を確認できるため、住民票を省略することができます。情報連携による住民票の省略を希望する場合は、申告書の申告理由欄に「情報連携希望」と記載してください。なお、情報連携による住所確認は、共済組合が申告書を受領してから3~4営業日程度かかります。

(3) 日本国内に住所がない場合の添付書類

申告書に、新施行規程第2条の2第2項各号に定める国内居住要件の例外に該当することを証する書類等を添付してください。添付書類については、総務省通知第3 3 < 添付書類の例>を参照してください。

なお、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付することとなります。

(4) 申告書記載方法

申告書の作成にあたっては、別添【申告書作成例②~⑧】を参考にしてください。

3 令和2年度以降の被扶養者資格の事実確認について

令和2年度以降の被扶養者資格の事実確認では、すべての被扶養者(普通認定者か特別認定者であるか(扶養手当受給の有無)に関わらず)に対して同居・別居の別、住民票の有無、海外居住の場合の渡航理由等を書面により確認する予定です。具体的な事務処理は現在検討中のため、事実確認の際に改めて通知します。

特に、令和2年度の被扶養者資格の事実確認において、国内居住要件を満たしていなかったことが判明した場合は、施行日(令和元年4月1日)に遡って認定取消となりますので、ご留意ください。

4 留意事項

- (1) 国内居住要件を確認することにあたっては、認定しようとする者又は被扶養者が 普通認定者であるか特別認定者であるか(扶養手当受給対象者かどうか)に関わら ず実施することとなります。
- (2) 住民票が日本国内にあっても、就労を目的として渡航しており、日本での居住実

態がない場合は、国内居住要件を満たさないと判断されます。

- (3) 国内居住要件を満たしているかどうかの判断に疑義が生じた場合は、給付係までお問い合わせください。
- (4) 身分関係、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件については、従来通りとなります。
- (5) 本改正に伴い、共済組合員・被扶養者申告書事務処理要領等を改正予定です。

○ 参考資料

【資料1】官報(R1.5.22付け号外第15号。関係条項(傍線)部分抜粋)

【資料2】官報 (R1.8.30 付け号外第 103 号)

【資料3】地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要

担当:給付係

TEL: 027-226-4567